

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日まで

2. 内 容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を30%以上とする。
--

<対策>

- 令和7年 4月～ 育児休業等に関する制度の全体像をチャット及び共通フォルダーに公開し、従業員に周知する。
- 令和7年 7月～ 育児休業取得者のインタビュー記事（取得事例）をチャット及び共通フォルダーに公開し、男性の育児休業の取得の促進を図る。
- 令和7年10月～ 育児休業等及び給付金に関する制度のパンフレットを作成し、チャット及び共通フォルダーに公開し、従業員に周知する。